

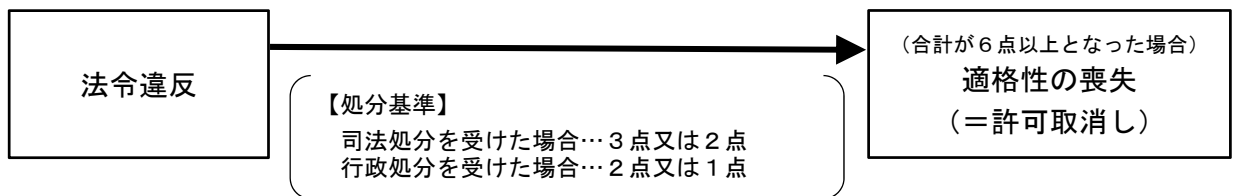
大臣許可漁業の適格性（法令遵守・生産性）について

- 大臣許可漁業の許可を受ける資格（適格性）について、今般の改正漁業法第41条第1項では、現行制度と同様に法令遵守に関する規定（第1号）が置かれるとともに、その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性の有無に関する規定（第6号）が置かれたところ。
- それぞれの具体的な適用基準については、法令遵守は処分基準、生産性は水産庁長官通知で明確化しているところ。
- なお、これらの基準は大臣許可漁業の許可についてのみ適用されるものであり、知事許可漁業の許可には適用されない。

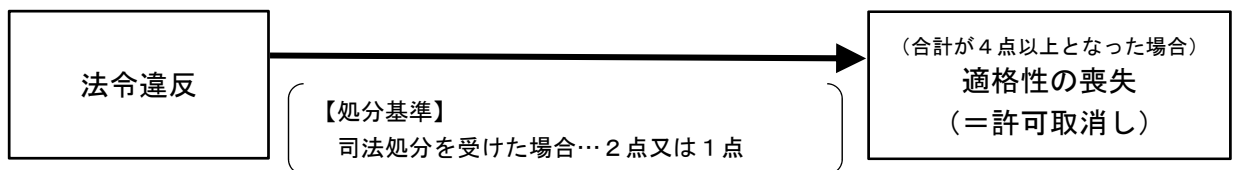
適格性（法令遵守・生産性）の概要

《法令遵守》

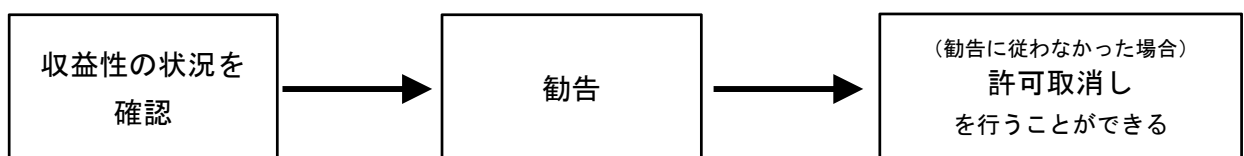
- ・ 漁業関係法令 ※点数体系を見直し



- ・ 労働関係法令 ※現行どおり



《生産性》



【長官通知】

- 1 漁業者の責に帰すべきでない事情を考慮した上で、定期的に財務諸表等により確認する。
経営体の償却前利益（税引前）が2年を超えてマイナスである場合、単位当たりの生産量又は生産額の向上が見込まれるかにより、適格性としての生産性を有するかを確認する。
- 2 個々の事情を勘案し、生産性の向上に向けて、計画的に取り組むよう警告。

大臣許可漁業の適格性（法令遵守）の基準について

I 背景

大臣許可漁業の許可を受ける資格（適格性）について、現行制度においても法令遵守に係る基準として、点数制により判断する旨を規定していたところ。

今般の改正漁業法においては、無許可操業等の罰則強化が行われたことや、法人の場合はその役員又は使用人（船長、漁ろう長）にも適用範囲が広がったことを踏まえ、以下の内容を処分基準として定める。

なお、本基準の適用は大臣許可漁業のみであり、知事許可漁業や漁業権漁業等には適用されない。

II 処分基準の概要

1 漁業関係法令違反

法改正で罰則を強化した趣旨を踏まえ、点数体系を以下のとおり見直す。

見直し後		(参考) 現行制度	
適格性の喪失	6点以上	適格性の喪失	4点以上
司法処分（禁錮以上の刑）	3点	司法処分（禁錮以上の刑）	2点
司法処分（罰金刑等）	2点	司法処分（罰金刑等）	1点
行政処分（※1）	2点	行政処分（罰則付）	1点
行政処分（※2）	1点		
許可等の虚偽申請	1点	許可等の虚偽申請	1点

（※1）改正漁業法で3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされている行為に対するもの

（※2）監督官の検査拒否等（改正法第193条第4号）、漁業の許可及び取締り等に関する省令で2年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされている行為に対するもの

2 労働関係法令違反

現行同様の基準とする。

3 法令を遵守しない者に対する措置

- 許可等を受けようとする者が上記1、2に該当する場合、又は法人であってその役員若しくは使用人（船長、漁ろう長）のうちに上記1、2に該当する者がある場合、許可等を行わない。
- 許可等を受けた者が上記1、2に該当する場合、又は法人であってその役員若しくは使用人（船長、漁ろう長）のうちに上記1、2に該当する者がある場合、許可等を取り消す。

(案)

漁業法第 41 条第 1 項第 1 号についての適格性の基準

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項第 1 号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項に規定する処分基準は、次のとおりとする。

1 漁業に関する法令を遵守しない者について

(1) 漁業に関する法令を遵守しない者の基準

法第 41 条第 1 項第 1 号の漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去 5 年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。2において同じ。）が 6 点以上となった日から 5 年を経過しないこととする。

- ① 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3 点
- ② ①に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2 点
- ③ 法第 190 条各号のいずれかに規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 2 点
- ④ 法第 193 条第 4 号に規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 1 点
- ⑤ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 8 号）第 117 条各号のいずれかに規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 1 点
- ⑥ 法第 36 条第 1 項の規定による許可又は法第 38 条の規定による起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1 点

(2) 漁業に関する法令の範囲

(1) において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 法
- ② 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ③ 臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
- ⑤ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）
- ⑥ 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- ⑦ 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
- ⑧ 上記の法律に基づく命令

(3) 漁業に関する法令を遵守しない者に対する措置

ア 次に掲げる場合は、許可等を行わない。

- ① 許可等を受けようとする者が、(1) の基準に該当する者である場合
- ② 許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

イ 次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。

- ① 許可等を受けた者が、(1) の基準に該当する者である場合
- ② 許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は令第 2 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

2 労働に関する法令を遵守しない者について

(1) 労働に関する法令を遵守しない者の基準

法第 41 条第 1 項第 1 号の労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が 4 点以上となった日から 5 年を経過しないこととする。

- ① 労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 2 点
- ② ① に該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 1 点

(2) 労働に関する法令の範囲

(1) において、労働に関する法令とは、次に掲げるものをいう。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ② 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- ③ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ④ 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- ⑤ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑥ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ⑦ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- ⑧ 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）
- ⑨ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- ⑩ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
- ⑪ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- ⑫ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ⑬ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ⑭ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ⑮ 上記の法律に基づく命令

(3) 労働に関する法令を遵守しない者に対する措置

ア 次に掲げる場合は、許可等を行わない。

- ① 許可等を受けようとする者が、(1) の基準に該当する者である場合
- ② 許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は令第 2 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

イ 次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。

- ① 許可等を受けた者が、(1) の基準に該当する者である場合
- ② 許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は令第 2 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年〇月〇日）から施行する。
(処分の適用に関する経過措置)
- 2 この基準の施行日前にした漁業に関する法令に違反する行為について、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和〇年農林水産省令第〇号）による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「指定省令」という。）第 5 条の 2 の規定により累積される点数は、当該点数に 2 分の 3 を乗じた点数とし、本基準により付されたものとして取り扱うものとする。
- 3 この基準の施行日前にした労働に関する法令に違反する行為について、指定省令第 5 条の 3 の規定により累積される点数は、なお従前の例によるものとし、本基準により付されたものとして取り扱うものとする。

大臣許可漁業の適格性（生産性）の基準について

I 背景

今般の改正漁業法において、同法第 37 条においては大臣許可漁業者の責務として「資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努める」ことが規定されるとともに、同法第 41 条第 1 項第 6 号においては許可等についての適格性を有する者の基準として「漁業を適確に営むに足りる生産性」を有すべきことが規定された。

本規定の趣旨は、資源管理を適切に行えないような生産性が著しく低い者に対し改善を促すものであり、この基準に該当することとなった者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告し（同法第 53 条）、勧告に従わないときには許可を取り消すことができる（同法第 54 条第 2 項第 2 号）とされているところ、その考え方等について水産庁長官名で通知するもの。

なお、本通知の適用は大臣許可漁業のみであり、知事許可漁業や漁業権漁業等には適用されない。

II 通知の概要

1 生産性に係る適格性の基準

(1) 基本的な考え方

その漁業を適確に営むに足りる生産性として、漁業の経営を持続できるだけの収益性を備えているかの基準により確認することとし、その際には、漁業者の責に帰すべきではない事情をあらかじめ考慮することとする。基準に該当することとなったときは、法第 53 条に基づく勧告を行い、生産性の向上に取り組むことを求めることとする。

(2) 漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準

ア その漁業を適確に営むに足りる生産性を有しない者の基準は、漁業者の責に帰すべきではない事情を考慮した上で、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① その申請に係る漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、単位当たりの生産量又は生産額の向上が見込まれないこと

収益性の確保がされていない場合とは、経営体の償却前利益（税引前）が 2 年を超えてマイナスであることをいう。

単位当たりの生産量又は生産額の向上が見込まれないこととは、操業コスト当たりの生産量又は生産額、労働者数当たりの生産量又は生産額等の指標値の動向が改善傾向にないことをいう。

- ② 破産手続（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項）又は特別清算の手続（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 510 条）を現に行っていること

イ 漁業者の責に帰すべきではない事情は、以下のとおりとする。

- ① 漁船の事故による時
- ② 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時
- ③ 漁船の修理や漁具の補修を行っている時
- ④ 休業を届け出ている時
- ⑤ 国際条約、地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択による新たな操業制限が行われた時（当該国際条約等の関係漁業種類）
- ⑥ 入漁先国の決定に伴う新たな操業制限が行われた時（他国水域に入漁する漁業種類）
- ⑦ TAC の大幅な削減その他の資源管理措置のための新たな操業制限が行われた時（対象魚種を漁獲する漁業種類）
- ⑧ 漁場使用に関する紛争防止又は外国漁船との漁場競合回避のための新たな操業制限が行われた時
- ⑨ 資源の来遊状況悪化に伴う不漁である時
- ⑩ その他水産庁長官が漁業者の責に帰すべきではない事情と認めるとき

2 勸告

漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当することとなったときは、個々の事情を勘案し、法第 53 条に基づき以下の内容を基本とした勸告を行う

- ① 漁業を適確に営むための生産性の向上に取り組むこと
- ② 生産性の向上に向けては、目標となる指標値を定め、目標達成時期を見据えて、当該目標を達成するため計画的に取り組むこと
- ③ 勸告に従わないときには、許可の取消し処分とする場合があること

3 生産性の向上に向けた取組

許可等についての適格性の基準として生産性を有するべきことが規定された趣旨を踏まえ、関係漁業者においては、常に、燃油消費量の削減や協業化による操業体制の見直し等による支出の削減、鮮度保持や販路拡大等による収益の向上の取組により、生産性の向上に努めていただきたい。